

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船舶からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示 (平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第169条の4	第5編 荷役その他の作業の設備 第1章 揚貨装置 (適用) この章の規定は、次の各号に掲げる揚貨装置については、適用しない。 1 総トン数300トン未満の船舶に施設するもの 2 1トン未満の貨物の揚げ卸しにのみ使用するもの 3 漁ろう作業にのみ使用するもの		第5編 荷役その他の作業の設備 第1章 揚貨装置 (A) 「揚貨装置」とは、貨物(当該船舶において使用される燃料、食料、機関、船舶用品及び作業用資材を含む。)の揚卸し(船舶内の移動の作業のための揚卸しを含む。)に使用されるリフティングマシナリー(施行規則第57条に規定する揚貨装具いわゆるルーズギアを除く。)であって、その構造上当該船舶内の特定の物件の揚卸しのみにはしか使用されないもの以外のものをいう。 例1 デリック装置の場合、揚貨装置に該当するものは、デリックポスト、ステイ、ブーム及びこれら又は船体に固着されているグースネック、トッピングブラケット、リングプレート、アイプレート、クリート等の付着品並びにウィンチである。 例2 エレベーター又はリフトの場合、揚貨装置に該当するものは、巻上用ワイヤーロープ、カウンターウェイト用ワイヤロープ及び滑車である。 例3 構造上その船舶内の特定の物件の揚卸しのみにはしか使用されないリフティングマシナリーとは、本質的に不特定のものの揚卸しに使用できないよう船舶の設備と一体化して構成されているものをいい、例えば、ランプゲートの移動のためのもの、浚渫船のカッターの揚卸しに使用されるもの等がこれに該当する。 (適用) 169-4.0(a) 本章の規定を法第14条第3号の船舶について準用する場合は、次の要領によること。 (1) ILO条約第32号に加盟している国に属する船舶については、当該国の規則に基づき、作成された荷役設備検査記録簿に相当する書類を査閲し、管海官庁が必要と認めるときは、当該船舶の揚貨装置の現状が前記書類に記載した事項に違反していないことを確かめるに必要な検査を行うものとする。 (注) ILO第32号条約加盟国は、次の38か国である。 アイルランド、アルジェリア、アルゼンチン、イタリア、インド、ウクライナ、ウルグアイ、オランダ、カナダ、キューバ、ケニア、シエラレオネ、シンガポール、スウェーデン、スペイン、ソ連、タンザニア、中華民国、チリ、デンマーク、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、白ロシア、パナマ、バングラディシュ、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペルー、ベルギー、ホンジュラス、マルタ、メキシコ、モーリシャス、ユーゴスラビア、連合王国 (2) アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ドイツ連邦共和国国籍の船舶についても、(1)と同様な取扱いとすること。

			(3) その他の国に属する船舶については、必要に応じ臨時検査を行い、本規則による書類を作成保管させること。														
第 1 6 9 条 の 5	(安全係数) 揚貨装置（これに装着する滑車、フックその他の装具を除く。以下同じ。）は、デリック装置にあってはデリックブームの角度を制限角度として、ジブクレーンにあっては旋回半径を制限半径として、その他の揚貨装置にあっては通常の使用状態において、制限荷重に相当する荷重を負荷したときに、その重要部分の破壊強度に対する安全係数が、次表に定める数値以上となるものでなければならない。 <table><tr><td>区分</td><td></td><td>安全係数</td></tr><tr><td rowspan="2">金属構造部</td><td>制限荷重が 1 0 トン以下のもの</td><td>5</td></tr><tr><td>制限荷重が 1 0 トンをこえるもの</td><td>4</td></tr><tr><td>木構造部</td><td></td><td>8</td></tr><tr><td>ワイヤロープ</td><td></td><td>5</td></tr></table>	区分		安全係数	金属構造部	制限荷重が 1 0 トン以下のもの	5	制限荷重が 1 0 トンをこえるもの	4	木構造部		8	ワイヤロープ		5		(安全係数) 169-5.0(a) 本条の規定による揚貨装置の計算については、附属書[2]「揚貨装置の計算要領」によること。
区分		安全係数															
金属構造部	制限荷重が 1 0 トン以下のもの	5															
	制限荷重が 1 0 トンをこえるもの	4															
木構造部		8															
ワイヤロープ		5															
第 1 6 9 条 の 6	(荷重試験) 揚貨装置は、次項に規定する荷重試験を行っても異状を生じないものでなければならない。 2 揚貨装置の荷重試験は、次表に定める試験荷重に相当する重量物をつり上げた後最大限に旋回又は移動させることにより行う。ただし、修繕又は変更が加えられた揚貨装置については、ばね秤又はไฮドロリック バランスを用いて旋回又は移動の両端において 5 分間連続して試験荷重に相当する荷重を負荷する方法によることができる。 <table><tr><td>制限荷重</td><td>試験荷重</td></tr><tr><td>2 0 トン未満</td><td>制限荷重の 1. 2 5 倍の荷重</td></tr><tr><td>2 0 トン以上 5 0 トン未満</td><td>制限荷重に 5 トンを加えた荷重</td></tr><tr><td>5 0 トン以上 1 0 0 トン未満</td><td>制限荷重の 1. 1 倍の荷重</td></tr><tr><td>1 0 0 トン以上</td><td>管海官庁の適当と認める荷重</td></tr></table> 3 デリック装置についての前項の試験は、デリックブームの水平面に対する角度を、制限荷重が 1 0 トン以下のものにあっては 1 5 度、制限荷重が 1 0 トンをこえるものにあっては 2 5 度として行なうものとする。ただし、制限荷重に相当する荷重を負荷して使用する範囲における最小の角度がこれらの角度をこえる場合は、その最小の角度とすることができる。 4 ジブクレーンについての第 2 項の試験は、その旋回半径を使用される範囲の最大及び最小として行なうものとする。	制限荷重	試験荷重	2 0 トン未満	制限荷重の 1. 2 5 倍の荷重	2 0 トン以上 5 0 トン未満	制限荷重に 5 トンを加えた荷重	5 0 トン以上 1 0 0 トン未満	制限荷重の 1. 1 倍の荷重	1 0 0 トン以上	管海官庁の適当と認める荷重		(荷重試験) 169-6.0(a) 荷重試験の際は、ウィンチの制動装置の効力試験を行うこと。ただし、ウィンチ単独の荷重試験が行われ、制動装置の効力が確認されているものについては、省略して差し支えない。 169-6.1(a) 「最大限に旋回又は移動させる」とは、使用する最大のアウトリーチまでの間及び走行予定距離において旋回又は移動することをいう。				
制限荷重	試験荷重																
2 0 トン未満	制限荷重の 1. 2 5 倍の荷重																
2 0 トン以上 5 0 トン未満	制限荷重に 5 トンを加えた荷重																
5 0 トン以上 1 0 0 トン未満	制限荷重の 1. 1 倍の荷重																
1 0 0 トン以上	管海官庁の適当と認める荷重																
第 1 6 9 条 の 7	(保護装置) 動力装置の歯車、調車その他の伝導装置、軸系、帯電部及び蒸気管は、作業者を保護するために必要なおおい、囲い等の保護装置が施されているものでなければならない。																
第 1 6 9 条 の 8	(デリックブーム) デリックブームとデリックポストの接合部は、デリックブームが支持部から逸脱することを防止できるものでなければならない。																
第 1 6 9 条 の 9	(走行クレーン) 走行クレーンは、車軸又は車が破損した場合において、転覆を防止することができる構造のものでなければならない。																
第 1 6 9 条 の 1 0	(ウインチ) ウインチ（トッピングリフトウインチを除く。以下同じ。）は、制限荷重に相当する重量物の揚げ卸し中効果的に作動する制動装置を設けたものでなければならない。 2 ウインチのドラムの両端における耳の高さは、巻上用ワイヤロープをむらなく、かつ、余裕を残さないで巻きつけたとき、そのロープの直径の 2 倍以上の余裕を残すものでなければならない。		(ウインチ) 169-10.1(a) 「制御装置」とは、電動ウインチにあっては電磁ブレーキをいう。														

第 1 6 9 条 の 1 1	3 ウインチは、ロープガードが取り付けられたものでなければならない。 蒸気ウインチの排気管の開口端は、排気が取扱者の視野を妨げることのないよう配置されているものでなければならない。 2 ハイドロリックウインチは、過圧防止装置を備えたものでなければならない。 3 電動ウインチは、次の各号に適合するものでなければならない。 1 制御器に近接した位置に電路しや断器が設けられていること。 2 過負荷防止のための安全装置を備えているか、又はこれに準ずる安全のための措置が講じられていること。		169-11.3(a) 第 1 号の規定の適用に当たっては、モーターの主回路電源より切り離すスイッチを操作する小型のスイッチを近接した位置に設けることとして差し支えない。 (b) 第 2 号の規定の適用に当たっては、交流電動ウインチのうち極数変換方式のものについては、過負荷継電器を備えなくて差し支えない。
第 1 6 9 条 の 1 2	(準用) 前 2 条の規定は、クレーンの巻き上げ装置について準用する。		(エレベーター及びリフトの巻上装置) 169-12.0(a) 第 169 条の 10 第 1 項並びに第 169 条の 11 第 2 項及び第 3 項の規定は、エレベーター又はリフトの巻上装置について準用するよう指導すること。ただし、第 169 条の 10 第 1 項の準用にあつては、水圧又は油圧を動力として用いる巻上装置については、この限りでない。 (b) エレベーターについては、(a)の規定のほか、次の安全装置を備えるよう指導すること。 (1) 水圧又は油圧を動力とするエレベーター以外のエレベーターにあつては、機器が昇降路の頂部又は底部に衝突することを防止するためのリミットスイッチ (2) 巻上用ワイヤーロープが切れた場合において、機器の降下を自動的に制止する装置 (c) リフトについては、(a)の規定のほか、水圧又は油圧を動力として用いるリフトにあつては、機器が昇降機の頂部に衝突することを防止するためのリミットスイッチを備えるよう指導すること。
第 1 6 9 条 の 1 3	第 2 章 遠隔荷役装置等 (遠隔制御ばら積貨物荷役装置等) 遠隔制御ばら積貨物荷役装置及び遠隔制御バラスト水張排水装置は、遠隔制御の機能を手動で解除できるものでなければならない。		第 2 章 遠隔荷役装置等 (遠隔制御ばら積貨物荷役装置等) 169-13.0(a) 遠隔制御の機能を手動で解除した後に、貨物ポンプ及びバラスト・ポンプの機側における制御並びに測深管等による貨物タンク及びバラストタンクの液位の監視が行えるものであること。
第 1 6 9 条 の 1 4	第 3 章 潜水設備 (適用範囲) この章の規定により難い特別の事情がある場合には、管海官庁が潜水設備の潜水深度、構造、使用方法等を考慮して許可したものに限り、この章の規定によらないことができる。		
第 1 6 9 条 の 1 5	(耐圧殻) 耐圧殻（潜水したときの圧力に耐え、人員及び機器類等を収容することができる構造のものをいい、閉鎖装置及び貫通金物を含む。以下同じ。）は、最大潜水深度まで潜水した場合に安全な構造及び強度を保つものでなければならない。		
第 1 6 9 条 の 1 6	(耐圧殻内の材料) 耐圧殻内に使用する材料は、難燃性のものであり、かつ、燃焼による有害ガスの発生が少ないものでなければならない。		
第 1 6 9 条 の 1 7	(出入口) 耐圧殻に設ける出入口の戸は、いずれの側からも開閉することができるものでなければならない。		
第 1 6 9 条 の 1 8	(計器) 耐圧殻内には、次に掲げる計器を備え付けなければならない。 1 深度計 2 個 2 気圧計 1 個 3 ガス検定器 1 個 4 時計 1 個 5 温度計 1 個		

	6 傾斜計 1 個		
第 1 6 9 条 の 1 9	(制御装置等) 潜水設備には、潜水及び浮上の制御を有効に行なうことができる装置を設けなければならない。 2 潜水設備には、前項の装置を設けるほか、非常の際に耐圧殻を浮上させることができる措置を講じなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 0	(給排気装置等) 潜水設備には、耐圧殻内の乗員のため、潜水時間に応じた十分な空気を確保することができる措置を講じなければならない。 2 潜水設備には、前項の措置を講じるほか、非常の際に耐圧殻内の乗員のため必要な空気を確保することができる措置を講じなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 1	潜水設備には、耐圧殻内の炭酸ガスその他の有害なガスを除去することができる十分な措置を講じなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 2	(連絡装置) 耐圧殻内には、有線電話等その潜水中に母船（潜水設備を有する船舶をいう。以下同じ。）と連絡することができる装置を備え付けなければならない。 2 前項の装置は、常用のもののほか、非常用のものを備え付けなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 3	(索、管等) 母船と耐圧殻を結ぶ索、管、電線等は、次の各号に適合するものでなければならない。 1 母船の動揺によりその性能に支障を生じないものであること。 2 十分な引張り強さを有し、かつ、必要なものについては、十分な水密性及び耐圧強度を有するものであること。		
第 1 6 9 条 の 2 4	(救命設備) 耐圧殻内には、乗員数と同数の救命胴衣及び水密電気灯（船舶救命設備規則第 2 9 条に規定する救命胴衣及び第 3 7 条に規定する水密電気灯をいう。）を備え付けなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 5	(消火器) 耐圧殻内には、消火器（船舶消防設備規則第 5 条第 1 1 号イ、ロ又はニに掲げる液体消火器、泡消火器又は粉末消火器をいう。）を備え付けなければならない。		
第 1 6 9 条 の 2 6	(管海官庁の指示) 潜水設備には、第 1 6 9 条の 1 5 から前条までに規定するもののほか、当該潜水設備の潜水深度、構造、使用方法等を考慮して、管海官庁が必要と認めて指示する措置を講じなければならない。		